

予防規程（概要版）

令和 年 月作成

予防規程に定める平時の保安業務と災害時の対応をまとめたものです。二次元コードを読み取れば各種情報を確認できます。



第1 平時の保安業務

1 当所の保安管理組織と役割

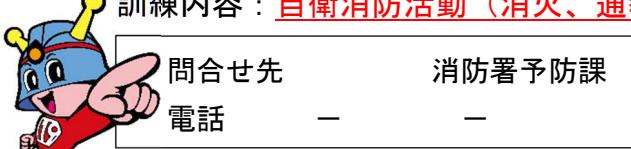
所長	・次の保安業務等を行い、当所を安全に維持する。 ①危険物取扱い作業等を行うための基準の整備 ②点検結果等の整備、保管 ③勤務員への保安教育、訓練の実施 名前 (TEL - -)
危険物 保安監督者	・全勤務員に指示し、法令と予防規程を遵守させる。 名前 (TEL - -)
危険物 取扱者	・危険物保安監督者の指示に従う。 ・危険物取扱い作業、立合い等を行う。 ・危険物保安監督者不在時の代行を務める。
その他の 勤務者	・危険物保安監督者と危険物取扱者の指示に従う。 ・保安確保に努める。

2 日常点検等と補修工事

- 日常点検：毎日 1回以上（時）に実施する。
○定期点検：毎年1回実施する。（次回予定：月 日）
※設備不良等があり補修等が必要な場合、消防署に事前相談する。

3 保安教育と訓練

- 毎年 1回以上（次回予定：月 日）実施する。
※新入社員（アルバイト含む。）には、当所での勤務開始時に別途実施する。
・教育内容：施設概要、予防規程の内容、災害時の対応
・訓練内容：自衛消防活動（消火、通報、避難）



ver. 2-20241217

* 赤字の部分は、施設の実態に応じて変更、追加の記載をしてください。

第2 災害時の対応

1 当所の自衛消防組織

自衛消防隊長	名前
消火・応急措置班【消】	名前
通報・連絡班【通】	名前
避難・誘導班【避】	名前

※隊長、隊員が不在時は、所長が代行、兼務を指定する。

2 災害発生直後の対応

火災・油流出直後の対応	地震発生直後の対応
①直ちに作業中止	②地震に伴い火災、油流出が発生した場合は左記の自衛消防活動を開始
②自衛消防隊長の指揮で活動開始 【消】初期消火（油流出防止措置） 【通】119通報、情報提供 【避】避難誘導、負傷者救護	③活動終了後、緊急点検を実施 被害状況を把握し、施設再開を判断 ※緊急点検と施設再開判断には、緊急点検表又は判断ツールを活用する。
④緊急点検で危険な状態を確認した場合、二次被害防止措置を実施 ※措置が困難な場合は119通報し、危険性が高まる前に避難する。	⑤緊急点検で安全確認できた場合、所長の判断で施設再開

3 災害対応に活用できる情報一覧

施設再開に向けた対応	風水害、津波等の危険が高まってきた時の対応		
緊急用ポンプ、緊急用発電機を使う場合の安全対策	風水害への対応	津波警報発令時の対応	地震発生時の対応
緊急用ポンプ 緊急用発電機	大雨警報等 風水害 発令状況 (気象庁 HP)	風水害 対策要領 (気象庁 HP)	津波警報等 津波 発令状況 (気象庁 HP)

↓ 予防規程（概要表）のデータはこちら ↓ （更新の際にご利用ください。）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kikenbutuka/kitei/index.html#keiji>